

## 勝浦町活性化推進連合会規約

### (名 称)

第 1 条 この会は、勝浦町活性化推進連合会と称する。

### (目 的)

第 2 条 この会は、まちづくりや地域の活性を目指す、多様な地域づくりグループ等が連携し活動の課題の解決及び相互が交流し、活動の情報及び課題を共有することで、相互の理解と協力を深め、切磋琢磨し、更なる広がりをもったまちづくり活動を展開することを目的とする。

### (事 業)

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各グループ等相互の情報交換、交流及び親睦を図るための交流会の開催
- (2) 各グループ等が個々にまた相互にまちづくりを進めるための調査、研究及び提案
- (3) この会の活動の情報発信
- (4) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

### (構 成)

第 4 条 この会は、第 2 条の目的に賛同する地域づくりグループ等をもって構成する。

### (役員の選任)

第 5 条 この会に会長 1 名、副会長 2 名、会計監事 2 名を置く。

2 役員は会員の互選によって定める。

3 役員の任期は 2 年とする。

### (役員の職務)

第 6 条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- (3) 会計監事は、この会の会計を監査する。

### (総会)

第 7 条 総会は年 1 回会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。

### (事務局)

第 8 条 この会の事務局は、ふれあいの里さかもと（勝浦町大字坂本字宮平 1）に置く。

### (会 計)

第 9 条 この会の会計は、事務局において処理する。

2 この会の経費は、会費及び補助金をもって充てる。

3 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

### 附 則

1 この規約は、平成 22 年 6 月 19 日から施行する。

2 設立当初の会計年度は、設立の日から翌年の 3 月 31 日までとする。